

資料1 札幌市資料館保全等整備計画検討会議 設置要綱

札幌市資料館保全等整備計画検討会議設置要綱

平成29年10月27日 市民文化局長決裁

(設置)

第1条 札幌市資料館の保存活用に係る耐震補強を含む各種改修等の整備計画の検討に際して専門的知見を得るため、札幌市資料館保全等整備計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の委員は、次の事項についてそれぞれの専門的な立場から助言を行う。

- (1) 札幌市資料館の耐震改修工法の選定に関する事
- (2) 札幌市資料館の増築において文化財として留意すべき事項に関する事
- (3) 札幌市資料館の活用において考慮すべき施設計画に関する事
- (4) その他、札幌市資料館の文化財価値を維持するための保全改修等に関する事

(検討会議の構成等)

第3条 検討会議の委員は、学識経験を有する者から市民文化局長が協力を依頼する委員（外部委員）及び札幌市職員（内部委員）により、次のとおり構成する。

- (1) 外部委員 7名
- (2) 内部委員 1名

2 委員の任期は、委員が協力依頼を受けた日から当該協力依頼を受けた日の属する年度末までとする。

3 検討会議には札幌市の関係部局の職員によるオブザーバーを置く。

(代表委員等)

第4条 検討会議に代表委員を置き、外部委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 代表委員は、検討会議を代表する。

3 代表委員に事故があるときは、あらかじめ代表委員の指名する外部委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市民文化局長が必要に応じて招集する。

(報酬)

第6条 市長は、外部委員に対し、予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

- 2 外部委員への報酬の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に規定する専門委員に準じるものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民文化局文化部文化振興課（国際芸術祭担当）において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行する。

資料2 札幌市資料館保全等整備計画検討会議 委員名簿

札幌市資料館保全等整備計画検討会議 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属等	分野等
いまむら いくこ 今村 育子	札幌駅前通まちづくり株式会社	現代アート
かたやま 片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部講師	地域コミュニティ
かど ゆきひろ 角 幸博	北海道大学名誉教授 特定非営利活動法人 歴史的地域資産 研究機構 代表理事	歴史的建造物 文化財
きくち まさる 菊地 優	北海道大学大学院工学研究院教授	建築構造
こまちや けい 小町谷 圭	札幌大谷大学芸術学部講師	メディアアート
さいとう まさや 斉藤 雅也	札幌市立大学デザイン学部教授	建築環境
もり すぐる 森 傑	北海道大学大学院工学研究院教授	建築計画
くまがい じゅん 熊谷 淳	札幌市市民文化局国際芸術祭担当部長	内部委員

(オブザーバー)

所属	氏名
市民文化局文化部長	まえだ なおこ 前田 真子
都市局建築部長	おおしま よしゆき 大島 佳之

資料3 札幌市資料館保全等整備計画検討会議 会議経過

回	開催日	議題等
第1回	平成29年11月20日(月)	(1) 事業概要、スケジュールの確認 (2) 文化財としての保存レベルの確認、必要条件の確認
第2回	平成29年12月25日(月)	(1) 保存、公開レベル条件の確認 (2) 耐震化の工法選定、環境性能確保についての意見交換 (3) 増築棟の接続位置、規模、機能等についての意見交換
第3回	平成30年2月5日(月)	(1) 保存レベルの確認 (2) 耐震化の工法選定 (3) 展示等に対応するための内装についての意見交換 (4) 増築棟の意匠コンセプト等についての意見交換